

株式会社Land-knot
議決制限株式取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当会社の議決制限株式（以下「株式」という。）に関する取扱いその他当該株式に関する手続について定めたものである。

(株券の不発行)

第2条 当会社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(取扱場所)

第3条 この規程による当会社の株式事務の取扱場所は、次のとおりとする。

事務取扱場所 山梨県富士吉田市上吉田7丁目14番12号 本社

(手続の方法)

第4条 株式についての請求、届出又は申出は、当会社所定の書式に記名し、当会社に届けた印鑑を押印することにより行うものとする。ただし、法令に従い、書面に代えて電磁的方法によることができる場合には、当会社の指定する電磁的方法（記録されるべき内容及び送信手段の双方を含む。）をもって、請求、届出又は申出を行うことができる。

第2章 名義書換

(譲渡制限)

第5条 株式は譲渡制限株であり株主名簿の名義書換は、次に掲げる場合にのみ、することができる。

- (1) 株式の名義人（又は一般承継人）及び取得希望者の共同請求がある場合
- (2) 法定相続人全員より、株式承継者の指名がある場合
- 2 株式について名義書換を請求しようとする場合は、所定の書式に記名押印の上、代表取締役提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を行わない場合、代表取締役は指定買取人を指定することができる。

(買取請求)

第6条 株主は、当会社に対し株式の買い取り請求を行うことができる。

- 2 買取請求がなされた場合において、当会社はその理由を示して、当該請求を却下することができる。

(買取価格)

第7条 前条第一項の請求がなされた場合、当会社より買取価額を設定する。

2 買取請求者は、買取価額が提示された後、一定期間内であれば当該請求を取り下げることができる。

(転売目的の株式取得の禁止)

第8条 転売を目的とした購入等、第三者への株の譲渡を目的として、株式を取得したことが判明した場合、当該株式の名義は当会社に移るものとする。

2 前項において、当会社名義となった株式を、改めて譲渡を予定されていた第三者名義に書換を認めるためには、代表取締役の承認を受けるものとする。

第3章 諸届出

(株主が個人の場合の届出)

第9条 株主が個人の場合は、その氏名又は名称、住所及び印鑑を所定の書式により届け出る。ただし、外国籍の者については署名をもって印鑑に代えることができる。

2 前項の届出事項に変更が生じた場合は、所定の書式により届け出る。なお、氏名を変更する場合は、戸籍抄本も添付しなければならない。

(法人の場合の届出)

第10条 株主が法人の場合は、法人の名称、所在地、印鑑並びにその代表者の資格及び氏名を所定の書式により届け出る。

2 前項の届出事項に変更が生じた場合は、届出の際に変更登記後の登記事項証明書を添えて届け出る。

(共有株式の場合)

第11条 共有株式の場合は、その代表者1名を定め、届出書に共有者全員が連署の上届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。

(外国居住株主等の場合の届出)

第12条 外国に居住する株主の場合は、氏名及び日本国内における通知送達のための仮住所を所定の書式により届け出るものとする。なお、日本国内に代理人を置く場合は、代理人の氏名及び住所を届け出るものとする。

2 前項の届出事項に変更が生じた場合は、所定の書式に、本国における証明書を添付して届け出る。

(代理人の設定、変更又は解除)

第13条 代理人を設定、変更又は解除した場合は、所定の書式により届け出るものとする。

2 代理人が法定代理人の場合は、設定及び変更の届出の際に、戸籍抄本を添付しなければならない。

第4章 所在不明株主の株式

(所在不明株主)

第14条 連絡が取れなくなる等、通知・催告が継続して到達しない株主を所在不明株主とする。

(所在不明株主の要件)

第15条 次の要件を満たす場合、当該株主を所在不明株主とみなす。

- (1) 株主名簿に記載・記録された株主の住所またはその者が会社に通知した宛先に対して発した通知および催告が、継続して5年到達しないこと。
- (2) 当該株式の株主が、継続して5年間剰余金の配当を受領していないこと。
- (3) 当該株式について登録質権者がある場合には、当該登録質権者についても、上記(1)(2)の要件を満たすこと。

(所在不明株主の株式の処分)

第16条 所在不明株主の所有株式処分は、競売によるものとする。ただし、裁判所の許可を得て、競売以外の方法により売却することができる。後者の場合は、当該許可の申立ては取締役が2人以上の場合は、その全員の同意によるものとする。

2 裁判所の許可を得て売却する場合において、総会の決議により、会社が当該株式を買い取ることができる。